

2025 年 9 月 16 日

りそなアセットマネジメント株式会社

『「責任ある機関投資家」の諸原則
「日本版スチュワードシップ・コード」への取り組み方針』
及び『責任投資に係る基本方針』の改訂について

りそなアセットマネジメント(代表取締役社長 西山 明宏、以下「当社」)は、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」※1(以下、本コード)の再々改訂等を踏まえ、当社の『「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」への取り組み方針」※2(以下、本方針)を改訂しました。また、スチュワードシップをはじめとする責任投資活動のさらなる深化のため、当社の責任投資全般に亘る基本方針である『責任投資に係る基本方針』(以下、基本方針)についても併せて見直しを行いましたので、これらについてお知らせします。

※1 本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすにあたり有用と考えられる諸原則を定めたもので、金融庁により策定されています。当社は、「将来世代に対しても豊かさ、幸せを提供」することをパーパスとして掲げる責任ある機関投資家として、スチュワードシップ責任を果たすべく、本コードの趣旨に賛同し、これを受け入れることを2017年6月に表明しました。また、本コードへの取り組み方針を定め、適時改訂を行ってまいりました。

※2 本方針に既定する「建設的な対話を目的とした株式保有状況の開示」(本コード指針4-2)のうち、「個別の間合せ」に係る対応につきましては、2025年10月より運用を開始いたします。

本方針の改訂に当たっては、本コードにおける新たな指針等の趣旨を反映するとともに、各原則及び指針に対する当社の取り組みをより明確化するため、全体的な見直しを行いました。

また、基本方針の改訂に当たっては、当社のパーパスや、事業活動の基盤である「社会・環境の持続可能性」の維持・向上を図るといった基本的な考え方を反映するとともに、責任投資に係る国際的な定義統一の流れや当社における取り組みの進展等を踏まえ、責任投資の具体的行動として「明確な意図(インテンション)をもったインパクト投資」を明記しました。

今後も、当社のパーパス実現に向け、本方針及び基本方針をはじめとする各種指針に則り、適切にスチュワードシップ責任を果たし、投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長を促すことで、これらを通じた信託財産等の価値の増大に努めます。

以上